

東京港臨港道路南北線沈埋函工事に伴う工事区域変更のお知らせ

平成29年12月21日～平成30年4月下旬

- 下記の通り海上工事の進捗に伴い、工事区域を変更します。
- 付近海域を航行する船舶は、十分注意してください。
- お台場ライナーふ頭及び10号地ふ頭西側を利用する船舶は、東京東航路を利用しての入出港となります。

記

1 概要

(1) 工事内容(図-1、2 参照)

①トレンチ浚渫工

スパット式グラブ浚渫船を用いて沈埋函の設置箇所の浚渫を行い、浚渫土砂は土運船に積込み、千葉県幕張沖へ海上運搬します。また、浚渫作業の進捗に合わせて、潜水士船を用いて磁気異常点の潜水探査を行います。

②既設護岸撤去工

クレーン付台船を用いて消波ブロック及び鋼矢板、グラブ浚渫船を用いて捨石を撤去します。

③基礎工

トレーサー船を用いて基礎砕石を投入します。護岸付近はトレーサー船が使用できないため、ガット船から直接投入を行い、潜水士による均しを行います。

(2) 工事区域明示用標識の設置 (図-2、3 参照)

工事区域を示すための灯標、灯浮標を設置します。

2 工事区域設定期間

平成 29年 12月21日 ～ 平成 30年 4月下旬

3 安全対策

(1) 作業時間は、原則として昼間作業(日の出～日没)とします。

(2) グラブ浚渫船団は作業区域内にて夜間係留をします。

夜間停泊時には、法定の灯火を表示するとともに、グラブ船団の4隅には点滅灯(4秒1閃光黄色)を設置します。

(3) 警戒船

海上作業中は警戒船を2隻配備します。海上作業終了後は警戒船1隻(国際VHF通信可)を配備し、付近を航行する船舶への注意喚起や情報提供を行います。(図-2、4 参照)

※警戒船へは国際VHF無線(16ch)による連絡が可能です。(呼出名称: 南北線警戒船)

(4) 工事用船舶の標識

工事用船舶には法定の灯火・形象物、及び標識旗を掲揚します。(図-5 参照)

(5) 「南北線航行安全情報管理室」を設置し、次の業務を行います。

- ・工事作業区域周辺通航船舶の情報収集
- ・工事用船舶及び警戒船への動静情報の提供、注意喚起等

図-3 工事区域明示用標識【灯標・灯浮標】

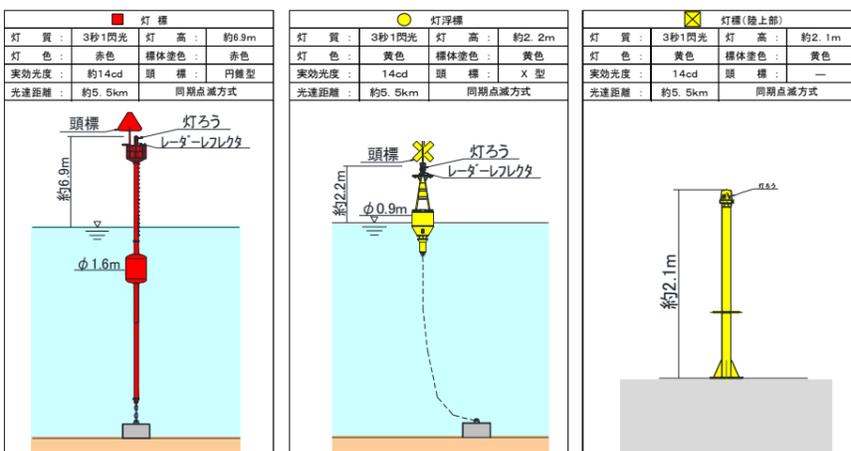


図-2 工事区域図



◆工事区域(図-2 参照)

座標のイからホの各地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度	経度
イ	10号地信号所から	139度48分	971m	35度36分29.0秒	139度48分03.9秒
ロ	イ地点から	325度52分	181m	35度36分33.8秒	139度47分59.8秒
ハ	ロ地点から	235度52分	285m	35度36分28.7秒	139度47分50.5秒
ニ	ハ地点から	145度54分	74m	35度36分26.7秒	139度47分52.1秒
ホ	ニ地点から	123度10分	80m	35度36分25.4秒	139度47分54.8秒

図-4 警戒船の表示

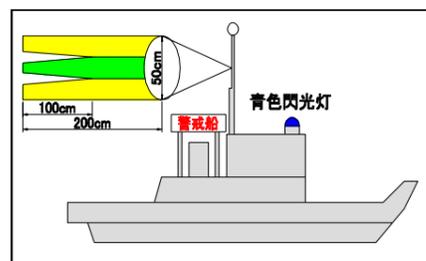


図-5 標識旗



お問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所
電話03-5534-1367
<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/index.htm>

このリーフレットに関する問合せ先

南北線航行安全情報管理室
電話03-5579-6638